

技術対話における確認事項(実施方針)※確認事項等(質問内容、提案)は民間事業者から提出いただいた記載をそのまま掲載しております。

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
1	実施方針	8	1	1.1	1.1.4	d)		準備期間	本事業の準備期間としては、令和9年12月の事業契約締結から令和10年4月1日までの約3ヶ月間となります。現状3地区で実施されている包括事業を2地区に集約すること、及び従前業務に対し新たな業務が追加されることに伴い、引継事項が煩雑になることが考えられます。引継に伴う業務量をご教示いただ頂くとともに、当該業務量に応じて準備期間の拡大措置が可能か否かについてご教示願います。	本業務の水準書等に記載の業務量から推測してください。業務システム及び業務成果品等を用いた引継ぎ作業を想定しております。準備期間の拡大措置は、現時点では困難と考えております。
2	実施方針	9	1	1.1	1.1.4	g)	-	② 施設更新業務	(ア) スtockマネジメント実施方針策定に係る資料作成業務 市は、事業者に対して、Stockマネジメント実施方針策定に係る資料作成業務に係る対価を、当該業務の実施年度毎に、当該業務の完了後に一括して支払う。とありますが、業務が6月完了となった場合、3月の進捗分まで一回支払いと考えますが宜しいでしょうか？ SPCの資本金に影響するので確認です。	当該業務の完了後に一括して支払うこととしており、支払時期は3月に限定していません。
3	実施方針	9	1	1.1	1.1.4	g)	-	② 施設更新業務	(イ) 管路施設点検調査業務 市は、事業者に対して、管路施設点検調査業務に係る対価を、事業期間中の毎年1回、年度協定の範囲内で、当該業務の完了後に一括して支払う。とは、1年に一回の支払いと考えて宜しいでしょうか？ SPCの資本金に影響するので確認です。	ご認識のとおりです。
4	実施方針	9	1	1.1	1.1.4	g)	-	② 施設更新業務	(ウ) 実施設計業務 市は、事業者に対して、実施設計業務に係る対価を、事業期間中の毎年1回、年度協定の範囲内で、当該業務の完了後に一括して支払う。とは、1年に一回の支払いと考えて宜しいでしょうか？ SPCの資本金に影響するので確認です。	ご認識のとおりです。
5	実施方針	10	1	1.1	1.1.4	g)	-	③ サービス提供業務	(ウ) 発生対応型修繕等業務 市は、事業者に対して、発生対応型修繕等業務に係る対価を四半期に1回支払う。対価の算定方法、支払時期その他の詳細は事業契約書に定める。とありますが、P9の修繕工事は工事完了後で支払いと違うのですが、工事の扱いでないのでしょうか？ SPCの資本金に影響するので確認です。	計画的修繕工事と発生対応型修繕等業務は別の業務です。
6	実施方針	10	1	1.1	1.1.4	g)	-	③ サービス提供業務	(ウ) 発生対応型修繕等業務 市は、事業者に対して、発生対応型修繕等業務に係る対価を四半期に1回支払う。対価の算定方法、支払時期その他の詳細は事業契約書に定める。原則として、1件あたり堺市上下水道局契約規程第3条によって準用する堺市契約規則第11条の2に定める額未満とする。ただし、緊急性が高い工事については、1件あたりの上限額を定めない。ここで、緊急性が高い工事とは、大規模陥没、公共水域への汚水流出又は下水道の使用自粛を防止する工事その他これらに類する工事（モルタルによる管内閉塞等）をいう。なお、緊急性が高い工事の具体的な運用方法は、事業開始前に市と事業者が協議の上、定めるものとする。とありますが、上限額を定めていない工事金額も四半期に1回支払うとの考えで宜しいでしょうか？ SPCの資本金に影響するので確認です。	ご認識のとおりです。
7	実施方針	10	1	1.1	1.1.4	g)	-	③ サービス提供業務	(ウ) 発生対応型修繕等業務 市は、～ここで、緊急性が高い工事とは、大規模陥没、公共水域への汚水流出又は下水道の使用自粛を防止する工事その他これらに類する工事（モルタルによる管内閉塞等）をいう。とありますが、埼玉県八潮市の陥没事故は大規模陥没の定義の認識で宜しいでしょうか？ これを負担すると、SPCは次月には倒産してしまいます。	大規模な陥没事故も緊急性が高い工事の対象です。緊急性が高い工事の具体的な運用方法は、事業開始前に市と事業者が協議の上、定めるものとしております。

技術対話における確認事項(実施方針)※確認事項等(質問内容、提案)は民間事業者から提出いただいた記載をそのまま掲載しております。

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
8	実施方針	10	1	1.1	1.1.4	g)	-	③ サービス提供業務	(エ) 舗装に伴う蓋替工事 市は、事業者に対して、住民対応等業務に係る対価を、事業期間中の毎月1回支払う。(ウ) 発生対応型修繕等業務 市は、事業者に対して、発生対応型修繕等業務に係る対価を四半期に1回支払う。対価の算定方法、支払時期その他の詳細は事業契約書に定める。 とありますが、P9の修繕工事は工事完了後で支払いと違うのですが、工事の扱いでないのでしょうか？SPCの資本金に影響するので確認です。	舗装に伴う蓋替工事は計画的修繕工事とは別業務です
9	実施方針	11	1	1.1	1.1.4	l)	(3)	改築工事の対象	要求水準書に従えば、本事業の第1回ストマネ計画策定業務が令和11年度、第2回について令和16年度の実施を想定していることから、令和10年度（事業開始年度）の改築工事については、貴市が策定したストマネ計画に従いSPCが発注行為を実施すると理解しました。実施方針では、事業開始となる令和10年度からSPCが改築工事を発注することとなりますが、当該年度に発注する改築工事の設計図書は準備期間中に貴市から引き継がれ、年度当初から発注行為が実施できると認識して良いでしょうか。 また、貴市が策定した同計画に従う改築工事について、発注方式等に遵守すべき指定はありますでしょうか。	ご認識のとおりです。 また、発注方式等の指定はありません。
10	実施方針	11	1	1.1	1.1.4	l)	(4)	市発注改築工事等に係る入札制限	本事業において、市発注改築工事等に係る資料整理等の作成支援を事業者が行う場合があるとされていますが、これらの想定業務量をご教示ください。また、これらの業務を引き受けた場合、当該市発注工事への入札が制限される可能性があるとのことですが、作成支援を貴市から依頼された場合、事業者側にて引き受けの可否の判断は可能でしょうか。	発注支援業務における業務規模は入札公告時に提示します。 本水準書に記載の水準を最低限満たす範囲であれば、市の発注工事への入札が制限されることはありません。 市の中立的なマネジメントに対する提案・資料作成等を自主的に行った場合は、制限される可能性があります。 中立的なマネジメントに該当するかどうかは、履行開始前に協議することができます（実施方針P11）。
11	実施方針	11-12	1	1.4	1)	(4)		市発注工事等の入札制限に関する具体的判断基準	更新支援業務の受託が「発注者側の中立的なマネジメント」に該当する場合、別発注の改築工事等への入札参加制限を受ける旨が示されています。グループ企業やJV構成員等の健全な競争機会および必要な施工体制の確保を担保するため、入札制限の対象となる「中立的なマネジメント」の具体的境界線（どのような業務行為・関与を行った場合に対象となるのか）や、制限を回避するための適切な措置の詳細についてお示しください。	中立的なマネジメントの定義は、実施方針P11に示す通りです。 本水準書に記載の基準を満たす範囲であれば、市の発注工事への入札が制限されることはありません。市の中立的なマネジメントに対する提案・資料作成等を自主的に行った場合は、制限される可能性があります（実施方針P11）。
12	実施方針	15	2	2.3	2.3.1	表2-2		事業者の募集及び選定スケジュール（予定）	選定プロセスの中で、技術対話（競争的対話）の機会を設けていただけないでしょうか。本件は10年にわたる長期案件であり、入札実施において要求水準書や契約書をご提示いただいた際に、契約内容について協議・確認がされない場合、リスク費用の過剰計上などを招くリスクがあります。	選定プロセスに関するご質問にはお答えできません。 ご意見として頂戴します。 なお、入札説明書等の公表時に契約内容等の質疑の機会を設ける予定です（実施方針P18）。
13	実施方針	21	2	2.5	2.5.2	(1)	-	統括管理技術者の常駐運用	統括管理技術者の「専任で業務事務所に常駐」について、休暇・出張・研修等の一時的な不在時は主任管理技術者の代理配置で足りるか、運用の考え方をご教示ください。	統括管理技術者がやむを得ず業務事務所を不在にする場合は、代理として主任管理技術者を配置し、継続的に事業の統括管理を行う体制を確保することとしております（要求水準書P16）。

技術対話における確認事項(実施方針)※確認事項等(質問内容、提案)は民間事業者から提出いただいた記載をそのまま掲載しております。

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
14	実施方針	21	2	2.4	2.5.2	(1)		統括管理技術者	統括管理技術者の資格要件として、ア)下水道管路更生管理技士、イ)下水道管路管理主任技士又は総合技士、ウ)技術士(下水道)の3つのうち2つ以上の資格を有する者と規定されています。全国的に技術者が不足するなか、該当者の確保が難しいと考えており、2つ以上の資格を有する必要性の根拠をご教示願います。 また、統括管理者には、技術的な統括に加えて、企業運営のノウハウも必要になると考えます。同要件については、1人で満たすだけではなく、複数の人員で要件を満たすことなどご検討いただけないでしょうか。	維持管理に関する業務から改築に関する業務までを一体的にマネジメントし、当該事業の一部の知識に特化した部分最適ではなく、本市の管路施設の維持管理と更新を一体的にマネジメントすることで全体最適を考慮できる技術者を確保するために、業務に関連する必要な資格を2つ以上有する条件としております(実施方針P21)。
15	実施方針	24	3	3.1	3.1.2	-	-	履行保証・契約保証金の取扱い	実施方針及び要求水準書(案)には、履行保証(契約保証金、履行保証保険等)に関する記載がありません。契約保証金又は履行保証保険等の要否、方式、保証割合及び対象範囲(事業契約全体か、年度協定単位か、改築工事等の工事部分に限るか)についてお示しください。また、事業期間が10年である一方、履行保証保険は保証期間が5年程度に限られる場合が多いと承知しております。保証期間が事業期間に満たない場合の取扱い(更新の可否、更新時の条件)についてもあわせてお示しください。	入札公告時に提示します。
16	実施方針	25	3	3.2	3.1.2	表3-1	-	法令変更リスク	上記以外の法制度・許認可の新設・変更によるものは事業者負担となりますが、労働法・安全衛生法等の企業活動に関わる改訂との認識で宜しいでしょうか？	法制度・許認可の新設・変更内容に応じて、判断します。
17	実施方針	25	3	3.2	3.1.2	表3-1	-	消費税変更リスク	上記以外の消費税の変更によるものの想定されている項目を教えてください。	事業者の調達に係る消費税の変更などを想定しています。
18	実施方針	25	3	3.2	3.1.2	表3-1	-	不可抗力リスク	戦争、暴動、天災等(保険対応可能な範囲及び一定程度まで)は、戦争、暴動等の不可抗力は事業者が発生を防止することも影響を軽減することも困難であり、市が負担すべき事項ではないでしょうか？	保険対応可能な範囲及び一定程度を超過する範囲は市が負担します。 詳細は、入札公告時に公表される事業契約書に記載します。
19	実施方針	25	3	3.1	3.1.2	表3-1		第三者賠償リスク	SPCは発注者の役割が求められ、行政と同様の第三者賠償保険に加入する必要があると考えています。したがって、SPCにおいて賠償責任保険に加入したいと考えていますが、日本下水道協会の賠償責任保険はレベル3.5のSPCは加入できない条件となっています。SPCに求める第三者賠償のあり方について、市の考えをご教示願います。	付保の形態は指定しません。詳細は、入札公告時に公表する事業契約書に記載します。(要求水準書P60)
20	実施方針	25	3	3.1	3.1.2	表3-1		物価変動リスク	物価変動リスクとして、費用増減のうち一定の範囲内を事業者のリスクとして設定されています。どの時点を基準とするのか、及び「一定」の具体的な数値をご教示ください。また、感応度の高い指標の採用を希望しますが、適用する具体的な指標がありましたらご教示願います。なお、意見・要望になりますが、一定の範囲を超えた場合、超えた部分は貴市で負担とされていますが、超えた部分だけではなく、「一定の範囲内」も負担いただけないでしょうか。事業者の負担となる場合、10年の長期契約であるため、物価上昇が続くことにより「一定の範囲内」の物価変動額が毎年度複利的に積み重なることは、事業者にとって大きなリスクとなります。	ご意見として頂戴します。 一定の範囲については、入札公告時に公表される事業契約書に記載します。
21	実施方針	26	3	3.2	3.1.2	表3-1	-	遺跡調査リスク	事業者の任意で開削工法を選択した場合の測量・調査費用は事業者の責任とありますが、事業者から提案で、市が承諾をした場合との理解で宜しいでしょうか？ その場合、調査費用も事業者負担になりますか？	ご認識のとおりです。

技術対話における確認事項(実施方針) ※確認事項等(質問内容、提案)は民間事業者から提出いただいた記載をそのまま掲載しております。

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
22	実施方針	27	3	3.1	3.1.2	表3-1		予見困難な現地条件に伴う設計変更対象化	合理的に予見困難であった地中障害物、高い地下水位、特殊な土質等に現地で直面した場合の工事費の増大や、それに伴うOM（コンストラクション・マネジメント）業務の期間延長・追加工数等につきましては、「設計変更（対価増額および履行期間延長）」の対象として、協議事項としていただけないでしょうか。	地下埋設物調査等の調査結果では予見困難であった地中障害物、高い地下水位、特殊な土質等については、実施方針の工期遅延リスク、工事費増大リスク、計画外工事発生リスクに示す「事業者の責めによるもの」の対象外と考えております。 実施数量に応じて、数量変更する業務については、入札公告時に公表される事業契約書に記載します。
23	実施方針	28	3	3.1	3.1.2	表3-1		道路陥没（管路起因）	道路陥没リスクとして、「事業者の要因に基づくもの」は事業者の負担とされています。今回の事業範囲には、管路施設の点検調査業務が含まれていますが、業務開始の一定期間は、貴市が実施したストマネ計画に準拠することとなり、SPCの裁量が活かされていない状況、かつ、SPCの調査点検成果に責が無い箇所でも道路陥没が発生する可能性も考えられます。上記状況を考慮して、「事業者の要因に基づくもの」の定義をご教示願います。	「事業者の要因に基づくもの」とは、要求水準書（案）に定める点検調査、清掃、修繕及び改築工事等を要求水準に従って実施しなかったことなど、事業者の責めに帰すべき事由により生じたものをいいます。個別の事象については、市と協議の上、判断します。なお、市が対象路線を指定した箇所において、事業者が要求水準に従って業務を実施したにもかかわらず生じたものは、「上記以外」に該当します。
24	実施方針	3 2	5	3				年間想定事業量の変動許容範囲と固定費調整	想定年間改築事業量（約2km/年）について、市の予算事情や事業進捗等により極端な増減が生じた場合、事業者が確保している専任技術者や施工体制に多大な負荷、および稼働率低下に伴う「固定体制維持費（人件費・機材費等）の未回収リスク」が発生いたします。これらについて、年度協定における数量変動の許容範囲（ミニマム保証枠等）の設定、または事業量減少時に固定的な維持費を精算補填する調整スキームの有無についてお示しください。	当該事業は、今後増加する下水道管路施設の更新需要に対応するために、本市にとって必要な更新事業の一部の改築を更新実施型で実施するものです。そのため、想定年間改築事業量から大幅に事業量が削減することなどを想定しておりません。 年度協定における数量変動の許容範囲については、検討させていただきます。

技術対話における確認事項(要求水準書(案)) ※確認事項等(質問内容、提案)は民間事業者から提出いただいた記載をそのまま掲載しております。

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
1	要求水準書 (案)	9	1	8		表 2		計画的修繕工事の想定事業量の事前開示	計画的修繕工事の実施数量が「一式」とされており、下請施工体制や固定費用の適正な検討が困難です。つきましては、入札公告時や設計時において、年間想定数量の目安（延長や箇所数等）や、年間想定予算規模（上限・下限目安）を可能な限りお示しください。	想定している実施数量及び年間想定予算規模は、入札公告時に公表します。
2	要求水準書 (案)	16-20	2					統括管理業務の業務費について	代表企業から選出する統括管理技術者は、常任・専任義務であり、業務内容としても高度なセルフモニタリング管理能力及び全業務を横断的に管轄するCM業務など、非常に高度かつ広範なマネジメント体制が要求されております。これら事業者に求められる配置体制や管理責任の高度化に見合った、業務費用を計上いただきますようお願いいたします。	ご意見として頂戴します。
3	要求水準書 (案)	19	第2編 第3章	-	-	-	-	資材置場（泉北水再生センター）の立会体制	資材の搬入出時の立会・受入確認について、市が想定する頻度・体制（専属的な人員配置を要する水準か）と、当該業務に係る対価の考え方をご教示ください。	令和7年度では、舗装に伴う蓋替工事は38件ありました。また、資材の搬入入時の立会・受け入れ確認のほかに、月1回程度の管理状況の確認を想定しております。対価は、共通業務として月1回支払います。
4	要求水準書 (案)	2 1	第3編	第1章				第1章 総論	第3編 各論（施設更新業務）の施設更新とは管路施設更新との理解で宜しいでしょうか？	本事業の対象施設に対する更新です。
5	要求水準書 (案)	26	第3編 第3章	第5節	1	-	-	φ800～1000mm未満の調査手法	φ800～1000mm未満の管路は大口径の直視カメラによる調査と記載されていますが、目視調査ではなくTVカメラ調査を前提とした要求水準・設計との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
6	要求水準書 (案)	38	第4編 第2章	第4節	-	-	-	マンホールポンプ吐出口の業務区分	マンホールポンプ吐出口の点検清掃は、本事業の範囲か、マンホールポンプ設備の保守業務側の範囲か、業務区分をご教示ください。	マンホールポンプ吐出口の点検・清掃は、本事業の管路施設点検調査業務に含みます。マンホールポンプ及び雨水調整池の機械電気設備は対象外です。
7	要求水準書 (案)	3 9	第4編 2	4	2			飲食店等による油詰り予防点検及び清掃	飲食店等からの排水に油脂等が混じり込むことで、下水道管路の流下が阻害される可能性が高まるとともに、油分が固形化しオイルボール化（油脂類がボール状にあり水に溶けず分解されなくなる）すれば、終末の処理施設内でオイルボールをすくい取り産業廃棄物として処分する手間が増えます。予防点検及び清掃業務は実施しますが、店舗に対し速やかに行政指導することが重要と判断しますが、本件について貴市の考え方および実施内容についてご教示願います。	現状、油詰りが頻発する店舗等に対しては、包括的民間委託業者と共に啓発を実施しており、引き続き同様の対応を想定しております。
8	要求水準書 (案)	40	第4編 第2章	第4節	7	(2)	-	木根点検路線の人孔の取扱い	緑道街路樹路線管の木根点検・清掃について、対象管きよの上下流入人孔の点検清掃は本項に含まれるのでしょうか。また、当該路線以外で木根の堆積が見られる人孔の点検清掃は、どの業務に位置づけられるのかご教示ください。	対象管きよの上下流入人孔の点検清掃も本項に含みます。当該路線以外で木根の堆積が見られる人孔の清掃は、住民対応等業務に含みます。
9	要求水準書 (案)	4 1	第4編 2	4	1 0			河川占用の下水道管路施設等の点検	河川占用許可を得て設置された下水道管路及びこれに附帯する施設（フラップゲート、吐口部周辺の占用土地を含む）の点検について、河川管理者に対する申請から点検時期/手法など、過去の実績についてご教示願います。	過年度の点検実績については、入札公告時に提示します。
10	要求水準書 (案)	4 3	4	4				夜間休日の住民対応における緊急事態の定義と臨場要件	要求水準書に示されている、夜間・休日を含めた速やかな臨場体制（1時間以内到着等）について、SPCが過剰な常時待機コストを抱えることを回避したいと考えております。この夜間休日の即時臨場が必要となるのは、道路陥没や下水溢水等の「緊急かつ重大な事象」に限定され、その他の緊急性を要しない一般苦情・要望等については、一次受付（電話記録等）のみを行い、翌営業日の営業時間内での対応とすることで役割分担を図る整理でよろしいでしょうか。	緊急性の判断基準等については、契約後に協議します。後日に対応可能であることが判断できる苦情・要望は、翌営業日以降に対応することで要求水準を満足するものと考えています。なお、夜間・休日対応として、現場対応を要した数は、要求水準書に件数を記載しております（要求水準書P44）。

技術対話における確認事項(要求水準書(案)) ※確認事項等(質問内容、提案)は民間事業者から提出いただいた記載をそのまま掲載しております。

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
11	要求水準書 (案)	4 5	第4編	第 4 章	第 1 節			前提条件	発生対応型修繕等業務は、計画的点検・清掃等業務又は住民対応等業務により異常が確認された箇所並びに市が指示する内容を対象として実施するものとする。発生対応型修繕等業務は、突発的に発生した事象に対して機能回復又は機能維持を目的として実施するものとし、1件あたりの予定価格（税込）が堺市上下水道局契約規程第3条によって準用する堺市契約規則第11条の2に定める額未満で実施するものとする。ただし、大規模な道路陥没、公共水域への汚水流出その他緊急性の高い事象に対する工事については、市の合意を得た場合のみ上記 1 件あたりの上限額を超過して実施することができる。とありますが、実施方針 P10 ③は、緊急性が高い工事については、1件あたりの上限額を定めない。とあり、矛盾をしていませんか？	上限額を超過して実施することができることとしており、矛盾はありません。
12	要求水準書 (案)	49	第4編 第6章	-	-	-	-	災害時の事業範囲外対応	災害の規模等により市全域又は本事業対象外の施設への対応を求める場合の指揮命令系統と、当該対応に係る費用の精算方法の考え方をご教示ください。	市全域又は本事業対象外の施設への対応を求める場合も含めて、災害発生時は、本市の指揮下に入ります。災害対応に伴い市から指示のあった追加業務に係る費用については、その規模及び内容並びに緊急性を踏まえ、市と協議することを想定しております（要求水準書P49）。

技術対話における提案事項※確認事項等(質問内容、提案)は民間事業者から提出いただいた記載をそのまま掲載しております。

No	関連資料	提案事項	回答
1	要求水準書（案）第3編第3章（点検調査）	【調査手法の性能規定化】 点検調査の手法について、特定の機器・方式の指定によらず、判定精度・成果品質の要求水準を満たすことを条件に、新技術（広角カメラ、画像診断支援等）による代替を認める性能規定型の記載をご提案します。 （理由）技術進歩を取り込んだ効率化・品質向上の余地を確保し、事業期間10年における陳腐化を防ぐ。	現状の記載においても、機器及び方式の指定はしていません。水準書に記載の内容を変更する新技術の導入は、プロフィットシェアで対応します。
2	要求水準書（案）第1編（総則）・別紙	【台帳・過年度成果品等の電子データ貸与】 下水道台帳、過年度の調査・設計成果品等について、可能な範囲で電子データによる貸与をご提案します。 （理由）照査・計画立案の効率化と、成果品の電子納品への円滑な接続。	契約後に提供します。